

## 基礎研修の受講義務等について

- \* 令和3年度より全ての無資格(医療・福祉関係の資格)の介護職員に、認知症介護基礎研修の受講が義務付けられました。(経過措置期間：3年間)

以下「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について」(介護保険最新情報 Vol.945 令和3年3月19日)より、該当箇所の抜粋です。

※ 通所型サービス事業者とありますが、全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)共通です。

### 十 認知症介護基礎研修(基準告示第10条)

基準告示第10条は、通所型サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。

当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、同条において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

また、当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。通所型サービス事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。また、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする(この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない)。

- \* 上記にはありませんが、柔道整復師は義務付けの対象外となります。
- \* 社会福祉主事(任用資格)は、義務付けの対象です。ただし、履修科目によっては対象外となることがありますので、次ページ問3等をご確認ください。

- \* また、令和4年度より、新カリキュラムによる認知症介護実践者研修及び実践リーダー研修の実施を予定しています。

これに伴い、実践者研修の受講要件に基礎研修の修了が追加されますので、ご注意ください。なお、同一年度の受講も可能です。

※ 上記及び次ページの、基礎研修義務付けの対象外に該当する方は除きます。

- \* 次ページ以降は、「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)」(介護保険最新情報 Vol.945 令和3年3月26日)から、基礎研修に関する部分の抜粋です。必要に応じて、厚生労働省ホームページ等から、全文ご確認ください。